髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 市
 丸
 内

 一丁目2番20号
 発
 行
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

規則

~~-;

◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則

〈4・1掲示〉

規則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年4月1日(掲示済)

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第40号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次のように改正する。 第3条の3の表中

 ワクチン接種推進監
 新型コロナワクチン接種の推進に関する事務

及び

スポーツ振興監 スポーツに関する事務

を削り、

地域産業振興監 所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域づくり支 援及び集落対策に関する事務のうち特に必要があると認 められるもの

を

地域産業振興監 所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域づくり支援及び集落対策に関する事務のうち特に必要があると認められるもの スポーツ振興監 スポーツに関する事務

に改め、

国営農地整備推進監 国営農地整備に関する事務

を削る。

第14条第1項の表中「総務部長」を「総合企画部長」に、

部局長	理事(政策調整 担当)(担当する事務に限る。) 副部長等(担当する事務に限	参事(担当する 事務に限る。) 主務課長	
-----	---	----------------------------	--

が

土木技術監(担 3,000 当する事務に限 万円 る。) 以上 建設検査長(担 5,000 当する事務に限 万円 る。) 未満 のも 0 部局長 副部長等(担当 参事(担当する (ウ) 財政課長 ″ 1 件 する事務に限 事務に限る。) る。) 主務課長 の評 管財課長 土木技術監(担 価額 当する事務に限 が る。) 3,000 建設検査長(担 万円 当する事務に限 未満 る。) のも に改める。 別表第1の1の(2)の項中「政策企画課」を「財政課」に改め、同表の1の(3)の項中 別表第1の11の(1)のクの項を次のように改める。 「政策企画課長 ク 行政財産の 財政課長 総務部副 公募により選 $^{\circ}$ 貸付け及び行 部長 定された者に 「財政課長」 政財産である 財政課長 対し自動販売 に改め、同表の3の(9)のウの項中「、国営農地整備推進監」を削り、同表の6の(12)のイの項中 土地への私権 管財課長 機設置のため 「総務部長」を「総合企画部長」に改め、同表の11の(1)のアの(ア)の項中「第16条ただし書」を の設定 に行政財産を 「第4条又は第16条ただし書」に改め、同表の11の(1)のイの項を次のように改める。 貸し付ける場 合は、総務部 イ 土 (ア) 0 総務部長 高知県財産規 副部長に合議 地及 1 件 財政課長 則第4条に該 を要しない。 び建 の評 管財課長 当するものに 物等 価額 ついては、管 別表第1の11の(3)のイの項中 の交 が 財課長に合議 「政策企画課長 換及 5,000 を要しない。 法務文書課長 び寄 万円 財政課長 を 附の 以上 受納 のも 「財政課長 並び \mathcal{O} 法務文書課長 に普 に改め、同表の11の(5)のアの項中 総務部副 " 「行政管理課長 通財 (イ) 1 件 部長 財政課長 産の の評 譲与 財政課長 価額 管財課長 「財政課長

行政管理課長

に改め、同表の11の(5)のイの項中

「政策企画課長

法務文書課長

行政管理課長

財政課長

を

「財政課長

法務文書課長

行政管理課長」

に改め、同表の11の(5)のウの項及びキの項中

「行政管理課長

財政課長

を

「財政課長

行政管理課長」

に改め、同表中12の(18)のキの項を削り、12の(18)のクの項を12の(18)のキの項とし、12の(18)の ケの項を12の(18)のクの項とし、12の(18)のコの項を12の(18)のケの項とし、12の(18)のサの項を 12の(18)のコの項とし、12の(18)のシの項を12の(18)のサの項とし、12の(18)のスの項を12の(18) のシの項とし、12の(18)のセの項を12の(18)のスの項とし、12の(18)のソの項を12の(18)のセの項 とし、12の(18)のタの項を12の(18)のソの項とし、12の(18)のチの項を12の(18)のタの項とし、12 の(18)のツの項を12の(18)のチの項とし、12の(18)のテの項を12の(18)のツの項とし、12の(18)の トの項を12の(18)のテの項とし、12の(18)のナの項を12の(18)のトの項とし、12の(18)のニの項を 12の(18)のナの項とし、12の(18)のヌの項を12の(18)の二の項とし、12の(18)のネの項を12の(18) のヌの項とし、12の(18)のノの項を12の(18)のネの項とし、12の(18)のハの項を12の(18)のノの項 とし、12の(18)のヒの項を12の(18)のハの項とし、12の(18)のフの項を12の(18)のヒの項とし、同 表13の(1)の項中「12の(18)のク、コからシまで、セ、タからツまで及びト」を「12の(18)のキ、 ケからサまで、ス、ソからチまで及びテ」に改め、同表の13の(2)の項中「12の(18)のク、コから シまで、セ、タからトまで、ニ、ヌ及びヒ」を「12の(18)のキ、ケからサまで、ス、ソからテま で、ナ、ニ及びハ」に改め、同表備考3中「、スポーツ振興監」を削り、「IoP推進監、国営農 地整備推進監 | を「スポーツ振興監、IoP推進監 | に改め、同表備考13を同表備考14とし、同表 備考12中「計画推進課員駐在所」を「産業政策課員駐在所」に、「産業振興推進部計画推進課長」 を「産業振興推進部産業政策課長」に改め、同備考を同表備考13とし、同表備考11中「産業振興推 |進部計画推進課 | を「産業振興推進部産業政策課 | に改め、同備考を同表備考12とし、同表中備考 10を備考11とし、備考9を備考10とし、備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、同表備考6中 「理事(政策調整担当)、」を削り、同備考を同表備考7とし、同表中備考5を備考6とし、備考 4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 理事(人口減少・中山間担当)の所掌する事務のうち、あらかじめ部局長が指定するものに係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「部局長」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。

別表第2の26の項中「、賃金」を削る。

別表第3の7を削り、同表の6の(1)中「産学官民連携課」を「産業イノベーション課」に改め、同表の6を同表の7とし、同表の5中「文化生活スポーツ部各課」を「文化生活部各課」に改め、同表の5の(3)の表1の(1)の項中「第19条第1項から第3項まで」を「第42条第1項から第3項まで」に改め、同表の5の(5)を削り、同表の5を同表の6とし、同表の4の(1)の表18の(13)の項中「廃止(保護法第62条第3項)」を「廃止並びに弁明の機会の付与(保護法第62条第3

項及び第4項)」に改め、同表の4の(1)の表18の(14)の項中「第78条第1項及び第78条の2第1項」を「第77条の2第1項、第78条第1項及び第3項並びに第78条の2第1項及び第2項」に改め、同表の4の(1)の表18の(20)の項中「平成6年厚生労働省令第63号」を「平成6年厚生省令第63号」に改め、同表の4の(1)の表18の(25)の項中「第78条第1項及び第78条の2第1項」を「第77条の2第1項、第78条第1項及び第3項並びに第78条の2第1項及び第2項」に改め、同表の4の(2)の表中8の(29)の項から8の(32)の項までを削り、8の(33)の項を8の(29)の項とし、8の(34)の項を8の(30)の項とし、8の(35)の項を8の(31)の項とし、8の(36)の項を8の(32)の項とし、8の(37)の項を8の(33)の項とし、同表の4の(2)の表8の(38)の項中「第118条第1項及び第1項」を「第11項」を「第11項」を「第11項」を「第11項」を「第113条第1項及び第12項」に改め、同項を同表の4の(2)の表8の(34)の項とし、同表の4の(2)の表8の(35)の項とし、同表の4の(2)の表8の(36)の項中「第5条第22項」を「第5条第24項」に改め、同表の4の(3)の表中16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

3 障害の あるいに安 サ にて豊か	(1) 障害を理由とする差別に関する相談に関する こと。(条例第12条及び第13条)			0			
に暮られ で で で で り の の の の の の の の の の の の の の の	(2) あっせんの申立てに 係る事案の調査(条例第 15条第1項)			0			
の 年 年 条 号 こ に お 条 い い り の い り の い り り り り り り り り り り り り	(3) 高知県障害を理由と する差別の解消のための 調整委員会へのあっせん の付託及びあっせんを付 託しないことの決定(条 例第16条第1項)		0				
に関する 事務	(4) 障害を理由とする差 別の解消に必要な措置に 係る勧告(条例第17条第 2項)		0				
	(5) (4)の勧告に従わな いときのその旨の公表 (条例第18条)		0				
	(6) 高知県障害を理由と する差別の解消のための 調整委員会の委員の任命 (条例第19条第3項)		0				
	(7) (1)から(6)までの			0			

うに加える。

T	1 -															
		事項以外の彡 こと。	条例に	こ関う	する											
	別表第3の4の 条第7項」を「															
	(11) 応急入院 る届出の保健 理 (法第33 項)	所からの受					0									
読に(3項の	別表第3の4の み替えて準用す 改め、同項を同: 5)の項とし、1 を1の(32)の項 (25)の項を1の し、1の(22)の:	る同条第15 表の4の(4 の(30)の項を とし、1の((29)の項とし	頁」を)の录 を 1 の (27)の	を削り 表1の の(34 の項を 1の()、同 ク(36)のリ を1の (24)の	司表の) のり 頁とし り(31	り4の 頁とし し、こ)の巧 と1の	り(4 し、同 L の(頁とし り(28)の記 司表の 29)の ン、)の写	長10 り40 り項を 1の(頁とし	フ(32) フ(4) を1の 26)の ン、1	の項 (33)項 の(原中「 長中1)の項 と1の	(31) の(3 (とし (30)	」を 1)の 、1 の項	「(35) 項を 1 の(28) とし、
	(24) 精神科病 に対する虐待 ために必要な: 改善命令及び 従わないとき 供の制限命令 の6第1項及	措置に係る 当該命令に の医療の提 (法第40条			0											
	(25) 業務従事 害者虐待の状 (法第40条の	況等の公表			0											
し (1 「	別表第3の4の 、1の(19)の項 9)の項とし、1 高知県立精神保 の前に次のよう	を 1 の (21) の (16) の項 建福祉センク	の項 を 1	とし の(1	、1 8) の	の(1 項と	8)のし、	項を 同表	1の の4	(20) の(の項 4)の	とし 表 1	、1 の(1	の (1 5) の	7)の ¹ 項中	頁を 1 「〃」
	(16) 入院措置 県精神医療審 結果通知の受 条の3第2項	査会の審査 理(法第38								0			保健長	所		

別表第3の4の(4)の表1の(14)の項中「"」を「高知県立精神保健福祉センター所長」に改め、同項を同表の4の(4)の表1の(15)の項とし、同表の4の(4)の表1の(13)の項の次に次のよ

(14) 入院措置に係る高知 県精神医療審査会への通 知(法第38条の3第1 項)								0		保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	------

別表第3の4の(5)の表6の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表の4の(6)の表1の(2)の項中「第13条第3項第1号」を「第13条第3項第2号」に改め、同表の4の(6)の表1の(18)の項を次のように改める。

(18) 児童自立生活援助事		0					
業等を行う者に対する事							
業の制限及び停止の命令							
(法第34条の6)							
	I	l	l	ı			

別表第 3 の 4 の (6)の表 1 の (30)の項中「(29)」を「(35)」に改め、同項を同表の 4 の (6)の表 1 の (36)の項とし、同表の 4 の (6)の表 1 の (29)の項中「(28)」を「(34)」に改め、同項を同表の 4 の (6)の表 1 の (35)の項とし、同表の 4 の (6)の表 1 の (28)の項中「(29)」を「(35)」に改め、同項を同表の 4 の (6)の表 1 の (34)の項とし、同表の 4 の (6)の表 1 の (27)の項を 1 の (33)の項とし、1 の (26)の項を 1 の (32)の項とし、同表の 4 の (6)の表 1 の (25)の項中「第56条の 2 第 1 項」を「法第56条の 2 第 1 項」に改め、同項を同表の 4 の (6)の表 1 の (31)の項とし、同表の 4 の (6)の表 1 の (24)の項を 1 の (30)の項とし、1 の (23)の項を 1 の (29)の項とし、1 の (22)の項を 1 の (28)の項とし、1 の (21)の項を 1 の (27)の項とし、1 の (20)の項を 1 の (26)の項とし、1 の (19)の項を 1 の (25)の項とし、1 の (18)の項の次に次のように加える。

(19) 親子再統合支援事業 等の開始等の届出の受理 (法第34条の7の2第2 項から第4項まで)			0			
(20) 親子再統合支援事業 等を行う者に対する報告 の徴収及び立入検査(法 第34条の7の3第1項)			0			
(21) 親子再統合支援事業等を行う者に対する事業の制限及び停止の命令(法第34条の7の4)		0				
(22) 妊産婦等生活援助事業の開始等の届出の受理(法第34条の7の5第2項から第4項まで)			0			

(23) 妊産婦等生活援助事 業を行う者に対する報告 の徴収及び立入検査(法 第34条の7の6第1項)	(30) 指定助産機関及び指 定施術機関に対する指導 (法第55条第2項におい て読み替えて準用する法 第50条第2項)
(24) 妊産婦等生活援助事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命令(法第34条の7の7) 別表第3の4の(6)の表11の項中「高齢者福祉課」を「長寿社会課」に改め、同表の4の(7)の表1の(31)の項中「(30)」を「(43)」に改め、同項を同表の4の(7)の表1の(44)の項とし、同表の4の(7)の表中1の(30)の項を1の(43)の項とし、1の(29)の項を1の(42)の項とし、1の(28)の項を1の(41)の項とし、1の(27)の項を1の(40)の項とし、同表の4の(7)の表1の(26)の項中	(31) 指定助産機関及び指定施術機関の名称等の変更及び事業の休廃止等の届出の受理(法第55条第2項において読み替えて準用する法第50条の2) 別表第3の4の(7)の表1の(21)の項を同表の4の(7)の表1の(29)の項とし、同項の前に次の
「第78条第1項及び第78条の2第1項」を「第77条の2第1項、第78条第1項及び第3項並びに第78条の2第1項及び第2項」に改め、同項を同表の4の(7)の表1の(39)の項とし、同表の4の(7)の表1の(25)の項中「廃止(法第62条第3項)」を「廃止並びに弁明の機会の付与(法第62条第3項及び第4項)」に改め、同項を同表の4の(7)の表1の(38)の項とし、同表の4の(7)の表1の(24)の項を同表の4の(7)の表1の(37)の項とし、同項の前に次のように加える。 (35) 就労自立給付金及び 進学準備を付金の支給	ように加える。 (28) 指定介護機関に対す る報告の徴収及び立入検 査等(法第54条の2第5 項において読み替えて準 用する法第54条第1項)
(法第55条の4第1項及 び第55条の5第1項) (36) 被保護者就労支援事 業及び被保護者健康管理 支援事業の実施等(法第 55条の7第1項並びに第 55条の8第1項及び第2	別表第3の4の(7)の表1の(20)の項を同表の4の(7)の表1の(27)の項とし、同項の前に次のように加える。 (25) 指定介護機関に対する指導(法第54条の2第5項において読み替えて準用する法第50条第2項)
項) 別表第3の4の(7)の表1の(23)の項を同表の4の(7)の表1の(34)の項とし、同項の前に次のように加える。 (33) 指定助産機関及び指定施術機関に対する報告	(26) 指定介護機関の名称 等の変更及び事業の休廃 止等の届出の受理(法第 54条の2第5項において 読み替えて準用する法第 50条の2)
の徴収及び立入検査等 (法第55条第2項におい て読み替えて準用する法 第54条第1項) 別表第3の4の(7)の表1の(22)の項を同表の4の(7)の表1の(32)の項とし、同項の前に次のように加える。	別表第3の4の(7)の表1の(19)の項を同表の4の(7)の表1の(24)の項とし、同項の前に次のように加える。 (23) 指定医療機関に対する報告の徴収及び立入検査等(法第54条第1項)

账

(36) 新型インフルエンザ

ように加える。	等感染症外出自粛対象者 の医療に要する費用の公 費負担の決定(法第44条
(20) 指定医療機関に対す る指導(法第50条第 2 項)	の3の2第1項及び第44 条の3の3第1項)
(21) 指定医療機関の名称 等の変更及び事業の休廃 止等の届出の受理(法第 50条の2)	(37) 感染症指定医療機関 の医師からの新型インフ ルエンザ等感染症患者の 退院等の届出の受理(法 第44条の3の6)
別表第3の4の(7)の表中1の(17)の項を1の(19)の項とし、1の(16)の項を1の(18)の項とし、1の(15)の項を1の(17)の項とし、1の(14)の項の次に次のように加える。	(38) 新型インフルエンザ 等感染症医療担当従事者 及び新型インフルエンザ
(15) 保護施設に対する指 導 (法第43条第 1 項)	等感染症予防等業務関係 者の確保に係る応援及び 調整の求め(法第44条の
(16) 保護施設の管理者に 対する報告の徴収及び立 入検査(法第44条第1	4の2第1項から第3項 まで)
項)	別表第3の3の(4)の表2の(30)の項中「第44条の3第1項、第2項、第4項及び第5項」 「第44条の3第1項、第2項、第4項、第5項、第7項及び第8項」に改め、同項を同表の3の
	(4)の表2の(35)の項とし、同表の3の(4)の表2の(29)の項を同表の3の(4)の表2の(34)の とし、同項の前に次のように加える。
等の一部を改正する法律」に改め、同表の4を同表の5とし、同表の3の(2)の表19の項を削り、 同表の3の(2)の表20の項を同表の3の(2)の表19の項とし、同表の3の(5)の表1の(22)の項中 「第70条第1項及び第2項」を「第70条第1項及び第3項」に改め、同表の3の(5)の表1の(41) の項中「再交付(第2条の9第3項及び第2条の10)」を「返納の受理(政令第2条の9第3項及 び第2条の10)」に改め、同表の3の(5)の表39の(30)の項中「(29)」を「(30)」に改め、同項を	
等の一部を改正する法律」に改め、同表の 4 を同表の 5 とし、同表の 3 の(2)の表19の項を削り、同表の 3 の(2)の表20の項を同表の 3 の(2)の表19の項とし、同表の 3 の(5)の表 1 の(22)の項中「第70条第 1 項及び第 2 項」を「第70条第 1 項及び第 3 項」に改め、同表の 3 の(5)の表 1 の(41)の項中「再交付(第 2 条の 9 第 3 項及び第 2 条の 10)」を「返納の受理(政令第 2 条の 9 第 3 項及び第 2 条の 10)」に改め、同表の 3 の(5)の表39の(30)の項中「(29)」を「(30)」に改め、同項を同表の 3 の(5)の表39の(3)の項中「第16条の 2 第 1 項」を「第16条の 3 第 1 項」に改め、同項を同表の 3 の(5)の表39の(30)の項とし、同表の 3 の(5)の	とし、同項の前に次のように加える。 (33) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第二種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関の指定及び当該指定の取消し(法第38条第2項及び第11項)
等の一部を改正する法律」に改め、同表の4を同表の5とし、同表の3の(2)の表19の項を削り、同表の3の(2)の表20の項を同表の3の(2)の表19の項とし、同表の3の(5)の表1の(22)の項中「第70条第1項及び第2項」を「第70条第1項及び第3項」に改め、同表の3の(5)の表1の(41)の項中「再交付(第2条の9第3項及び第2条の10)」を「返納の受理(政令第2条の9第3項及び第2条の10)」に改め、同表の3の(5)の表39の(30)の項中「(29)」を「(30)」に改め、同項を同表の3の(5)の表39の(31)の項とし、同表の3の(5)の表39の(29)の項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改め、同項を同表の3の(5)の表39の(30)の項とし、同表の3の(5)の表39の(28)の項の次に次のように加える。	とし、同項の前に次のように加える。 (33) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関の指定及び当該指定の取消し(法第

づく措置をとるべきこと

の指示等及び当該通知に 基づく措置の実施状況等 の報告の求め等(法第36 条の2、第36条の4及び 第36条の5)						
(27) 医療機関の管理者との医療措置協定の締結、 当該協定に基づく措置を とるべきことの指示等及 び当該協定に基づく措置 の実施状況等の報告の求 め等(法第36条の3から 第36条の5まで)		0				
(28) 病原体等の検査を行っている機関等の管理者との検査等措置協定の締結、当該協定に基づく措置をとるべきことの指示等及び当該協定に基づく措置の実施状況等の報告の求め等(法第36条の6から第36条の8まで)		0				
(29) 医療協定等措置を講じた医療機関に対する流行初期医療確保措置の実施(法第36条の9)			0			
(30) 保険者等に対する流 行初期医療確保拠出金等 の額の算定に関する報告 の徴収及び実地検査(法 第36条の22第1項)			0			

別表第3の3の(4)を同表の3の(5)とし、同表の3の(3)の表1の(6)の項中「第82条の2第1項及び第6項」を「第82条の2第1項及び第7項」に改め、同表の3の(3)を同表の3の(4)とし、同表の3の(2)の次に次のように加える。

(3) 在宅療養推進課

事務の種類	事項(根拠条項)		決裁権者		合議先	備考
		知事	専決権者	受任		

								者	
		副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長	
自治医科 大学医学部 入学試験委 員会に関す	入学試験委員の申出に関		0						
る事務	(2) 自治医科大学医学部 入学試験試験担当員の委 嘱に関すること。		0						
	(3) 自治医科大学医学部 入学試験第一次学力試験 の及第者の決定に関する こと。		0						
	(4) 自治医科大学医学部 入学試験第一次試験の合 格者の決定に関するこ と。		0						

別表第3の3を同表の4とし、同表の2を同表の3とし、同表の1の(1)を次のように改める。 (1) 財政課

事務の種類	事項 (根拠条項)		決裁権者							合議先	備考
		知事							受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1 県議会 に関する 事務	県議会の招集(地方自治 法(昭和22年法律第67号) 第101条)	0									

	2 地方自 治法(以 下この項 において	専決処分	議会の委任による 分の議会への報告 80条第2項)	0							
号外第50号	「法」と いう。) に関する 事務	年度への	出予算の経費の翌 0繰り越しての使 第213条第1項)	0							
	事物		力条項の適用及び の報告(法第218 頁)	0							
			算の要領の公表 19条第2項)				0				
		(5) 予 220条第	算の執行(法第 1項)		0						
蟒			算の事故繰越し 20条第3項)	0							
知県公		監査委員	算及び証書類等を 員の審査に付する (法第233条第 2			0					
恒		(8) 一 時借入 金の借	ア 一時借入金 の約定			0					
(E)			イ 一時借入金 の利子の支払				0				
日 (金曜日)	予算規則 (昭和39 -		算編成方針の決定 第4条第1項)		0						
令和 6 年10月11日		(2) 予算 (規則第	算執行方針の決定 第10条)		0						
今和 6			出予算の配当(規 条第1項)					0			
		(4) 予備	帯費の充当(規則			0					<u> </u>

に関する 事務	第19条第1項)						
4 地方財 政法(昭 和23年法 律第109 号)に関 する事務	(1) 地方債を起こし、並びに起債の方法、利率及び償還の方法を変更する場合の総務大臣への協議及び許可の申請(地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項)			0			
	(2) 県債の借入れに関すること。		0				
	(3) 県債の償還に関すること。			0			
5 地方公 営企業法 (昭和27 年法律第 292号) に関する 事務	決算及び証書類等を監査 委員の審査に付すること。 (地方公営企業法第30条第 2項)		0				

別表第3の1の(2)の表4の(9)の項中「関するこ」を「関すること。」に改め、同表の1の (6)を削り、同表の1の(7)の表1の項中「及び特別法人事業税」を「、特別法人事業税及び森林 環境税(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第1条に規定する森 林環境税をいう。以下同じ。) | に改め、同表の1の(7)の表2の項中「及び特別法人事業税」を 「、特別法人事業税及び森林環境税」に改め、同表の1の(7)を同表の1の(6)とし、同表の1の (8)の表9の項中「(令和3年法律第19号)」を削り、同表中1の(8)を1の(7)とし、1の(9) を削り、 $1 \circ (10)$ を $1 \circ (8)$ とし、同表1を同表2とし、同表に1として次のように加える。

1 総合企画部

(1) 政策企画課

事務の種類	事項(根拠条項)				決裁	権者				合議先	備考
		事				受任者					
			副知事	部局長	副部長	課長	課長補	所長	所長		

榖

				等	佐						等		左	
1 地方拠 点都市地 域の整備	(1) 地方拠点都市地域の 指定(法第4条第1項)	0					関係す る部局 長		1 電子計 算機及び ネットワ	(1) 電子計算機の運営に 関すること。		0		
及び産業 業務施設 の再配置	(2) 指定地域の変更及び 指定の解除(法第5条第	0					"		インドラークの運 一クの運 営に関す る事務	(2) 県庁ネットワークの 運営管理に関すること。		0		
の促進に関する法律(平成	1項)	0					"		S 700	(3) 高知県情報ハイウェ イの運営管理に関するこ と。		0		
4 年法律 第76号。 以下この	計画への同意(法第6条 第7項)									(4) 高知県情報ハイウェ イの民間利用に関するこ		0		
項におい て「法」 という。)	(4) 同意を得た基本計画 の変更への同意(法第7 条第1項)	0					"			と。 (5) 高知県情報セキュリ		0		
に関する 事務										ティクラウドの運営管理 に関すること。				
2 多極分 散型国土 形成促進 法(昭和	(1) 振興拠点地域基本構 想の作成及び変更(法第 7条第1項及び第10条第 1項)	0					"			(6) 総合行政ネットワー クの運営管理に関するこ と。		0		
63年法律 第83号。 以下この 項におい	(2) 振興拠点地域基本構 想の作成及び変更に係る 関係市町村への協議(法		0				n n		2 デジタ ル化に関 する事務	デジタル化の推進に関す ること。		0		
て「法」 という。) に関する 事務	第7条第5項及び法第10 条第2項において準用す								3 情報通 信基盤の 整備に関 する事務	(1) 国の無線システム普及支援事業費等補助金交付要網及び情報通信格差 是正事業費交付要網に基づく財産処分に関するこ		0		
(2) デジタ	タル政策課									と。				
事務の種類	事項 (根拠条項)	4		決裁権		T.	合議先	備考		(2) 放送法(昭和25年法律第132号)に基づく小		0		
		事		専決権	(首	受 任 者				規模施設特定有線一般放 送の業務に係る届出の受 理等に関すること。(同 法第133条、第135条、第				
			知局	部長		所 所 長				145条第2項から第4項 まで、第174条及び第175 条)				

辍

(3) 中山間	間地域対策課											律第63	(2) 半島振興計画の作成	0				JJ	
事務の種類	事項(根拠条項)			È	夬裁	権者				合議先	備考	この項において	及び変更(法第3条第1 項、第3項及び第5項)					"	
		知事		Ę	事決:	権者			受任者			「法」と いう。) に関する 事務	(3) (2)のうち軽微な変更に係るもの		0				
			知			課長	課長補佐等	所長	所長			4 棚田地 域振興法 (令和元 年法律第	(1) 高知県棚田地域振興 計画の策定及び変更(法 第6条第1項及び第8 項)	0				農業振興部長農業政策課長	
1 離島振 興法(昭 和28年法	(1) 離島振興計画の策定 及び変更(離島振興法第 4条第1項及び第15項)		0							関係す る部局 長		42号。以 下この項 において 「法」と	(2) (1)のうち軽微な変 更に係るもの		0				
律 第 7 2 号) に関 する事務				0								いう。) に関する 事務	(3) 指定棚田地域振興活 動計画の作成及び変更に 係る指定棚田地域振興協 議会からの協議(法第8						
2 山村振 興法(昭 和40年法	(1) 振興山村の指定の申 請(法第7条第1項及び 第2項)	0								関係す る部局 長			条第5項及び第6項) (4) 市町村からの指定棚		0			農業振	
2 山村振 興法(昭 和40年法 律第64 号。以下 この項に	(2) 山村振興基本方針の 作成及び変更(法第7条 の2第1項及び第7項)		0							"			田地域振興活動計画の認 定及び変更の認定の申請 の経由(法第10条第2項 及び第6項)					興部長 農業政 策課長	
「伝」と いう。) に関する 事務	(3) (2)のうち軽微な変 更に係るもの			0									(5) (1)から(4)までの 事項以外の法に関すること(農業政策課が所掌す			()		
2.33	(4) 市町村が行う山村振 興計画の作成及び変更に 係る同意(法第8条第1 項及び第8条の3第1 項)					0				農業政策課長		5 地域人口の急減に対処す	る事項を除く。)。 (1) 特定地域づくり事業 協同組合の認定(法第3 条第1項及び第3項)		0				
	(5) (1)から(4)までの 事項以外の法に関するこ と。					0						るための 特定地域 づくり事 業の推進 に関する	(2) 特定地域づくり事業 協同組合の変更の認定 (法第5条第1項及び同 条第3項において準用す		0				
3 半島振 興法(昭	(1) 半島振興対策実施地 域の指定の申請(法第2	0								関係する部局		法律(令和元年法	る法第3条第3項)						

10

律 第 6 4 号。以下	(3) (1)の認定の有効期 間の更新(法第6条第2					年法律第 19号。以	び第5項)		
っ。 この項に おいて 「法」と いう。)	項及び同条第5項におい て準用する法第3条第3 項)					下この項 において 「法」と いう。)	(3) (2)のうち軽微な変 更に係るもの		
いり。) に関する 事務	(4) (1)の認定、(2)の 変更の認定及び(3)の有 効期間の更新に伴う条件		0			に関する 事務			
	の付加等(法第7条第1項)					7 鳥獣の 保護及び 管理並び	(1) 鳥獣保護管理事業計 画の策定及び変更(法第 4条)		
	(5) 特定地域づくり事業 協同組合の認定の取消し 及び当該認定の失効等に 伴う厚生労働大臣への通 知(法第9条第2項及び					に狩猟の 適正化に 関する法 律(平成 14年法律	(2) 第一種特定鳥獣保護 計画の策定及び変更(法 第7条)	0	
	第 3 項) 第 3 項) (6) 特定地域づくり事業		0			第88号。 以下この 項におい	(3) 第二種特定鳥獣管理 計画の策定及び変更(法 第7条の2)	0	
	協同組合に対する報告の 徴収及び立入検査(法第 12条第1項)					て「法」 という。) に関する 事務	(4) 対象狩猟鳥獣の捕獲 等の禁止及び制限(法第 12条第2項から第4項ま	0	
	(7) 特定地域づくり事業 協同組合に対する適合命 令及び改善命令(法第13						で及び第6項)		
-	条)						る捕獲等をすることがで きる区域の指定等(法第		
	(8) 特定地域づくり事業 協同組合に対する事業停止命令(法第14条第1						14条)		0
	項) (9) (1)から(8)までの 東項!!! かみに関サスト			0			事業に関する実施計画の 策定及び変更(法第14条 の2第1項及び第4項)		
C \N 7±11b	事項以外の法に関すること。				間位子		(7) 鳥獣捕獲等事業の認定等(法第18条の2及び	0	,
6 過疎地 域の持続 的発展の	(1) 過疎地域持続的発展 方針の作成(法第7条第 1項及び第4項)	0			関係する部局長		第18条の5) (8) 認定鳥獣捕獲等事業	0	
支援に関 する特別 措 置 法 (令和3	(2) 過疎地域持続的発展 都道府県計画の作成及び 変更(法第9条第1項及	0			II .		に係る認定鳥獣捕獲等事 業者に対する措置命令 (法第18条の6第2項)		

11

令和 6 年10月11日

(9) 認定鳥獣捕獲等事業

る法第18条の5)

5)

に係る変更の認定等(法 第18条の7第1項及び同 条第2項において準用す

(10) 認定鳥獣捕獲等事業

(11) 認定鳥獣捕獲等事業

に係る認定の取消し(法 第18条の10第2項)

(12) 鳥獣保護区の区域内 における特別保護地区の

指定及び当該指定の解除 (法第29条第1項から第

(13) 特別保護地区の区域

内における行為の許可等

(法第29条第7項、第9

(14) 違反者に対する行為

の中止命令及び違反者等 に対する原状回復等の措 置命令並びに当該違反者 等を確知することができ ないときの原状回復等の

措置の執行(法第30条第 2項及び第3項)

(15) 鳥獣保護区の区域内

での施設の設置等に伴う 損失の補償 (法第32条第 1項及び第3項)

(16) 住居集合地域等にお

ける麻酔銃猟の許可等及 び当該許可の取消し(法

3 項まで)

項及び第10項)

に係る認定の有効期間の 更新等(法第18条の8第 2項及び同条第6項にお いて準用する法第18条の \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

0

 \circ

 \bigcirc

 \bigcirc

 \circ

第38条の2第1項、第3 項から第5項まで及び第 11項)											
(17) 住居集合地域等において許可を受けないで麻酔銃猟をした者等に対する措置命令(法第38条の2第10項)			0								
(18) 狩猟免許の取消し等 (法第52条)			0								
(19) 猟区における狩猟の 管理に係る認可及び当該 認可の取消し(法第68条 第1項及び第72条第1 項)			0								
(20) 猟区の維持管理に関する事務の受託者の指定 (法第73条第2項において読み替えて準用する同条第1項)			0								
(21) 高知県の事務処理の 特例に関する条例(平成 12年高知県条例第7号) により知事の権限に属す る事務のうち市町村が処 理することとした事務に 関する当該市町村に対す る必要な指示(法第79条 第2項)			0								
(22) 鳥獣保護区の区域内 の特別保護地区の区域内 における許可を要する行 為に係る区域及び期間の 指定(鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適正化に に関する法律施行令(平 成14年政令第391号)第 2条)			0								
	項が第 11項 (17) 住語 11項 (18) 集を 2 第10項 (18) 探第 (19) 理可 1 2 (18) 探第 (19) 理可 1 3 (19) 推示 1 3 (19) 不 1 3 (19) 在 1 3 (1	項から第5項まで及び第 11項) (17) 住居集合地域等におおいて、	項が第 11項) (17) 住語 で及び第 11項) (17) 住語 でを で で で で で で で で で で で で で で で で で で	項から第5項まで及び第11項) (17) 住居集合地域等において解音のできたとのできたとのできたとのできたとのできた。 (18) 狩猟免許の取消し等 (法第58条) (18) 狩猟免許の取消し等 (法第58条) (19) 選ににおいての取消のででででででででででででででででででででででででででででででででででで	項から第5項まで及び第11項) (17) 住居集合地域等において解酔統計でした者等に対する指第38条の2第10項) (18) 狩猟免許の取消し等(法第52条) (19) 猟原における狩猟の管理可の投送第68条第1項) (20) 猟事務の受第2条第1項) (20) 猟事務の受第2項十分を発展での事務処理の表別の事務のの方とと同じに関連の方とと同じに関連の方とと同じに関連の方とと同じに関連の方とと同じに関連の方とと同じに関連の方とと同じに関連のでは対方のでは対方のでは対方のでは対方のでは対方のでは対方のでは対方のでは対方	項から第5項まで及び第 11項) (17) 住居集合地域等において麻酔銃猟をつきに対する措置の令(法第38条の 2 第10項) (18) 狩猟免許の取消し等 (法第52条) (19) 猟区における狩猟の管理可及び第72条第1項及び第72条第1項及び第72条第1項) (20) 猟孫の受託者項において読み等の受託者ではおいて読み等の受託者ではおいて読み等の受託者ではおいて説み事務の受託の関する条第1項) (21) 高知県の事務処理の特例に周知県の事務の世界の情のに関連の事務のでととしては対からととして対対であるととでは対対であるととでは対対であるととでは対対であるととでは対対であるととでは対対であるととでは対対であるととでは対対であるととでは対対であるとは対対であるとは対対であるというにおいて、というのでは対対であるというに対対であるというに対対であるというに対対であるというに対対であるというに対対であるというに対対であるというに対対であるというに対対であるというに対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が	項から第5項まで及び第11項) (17) 住居集合地域等において許を受けないで麻酔統領 合令 (法第38条の 2第10項) (18) 狩猟免許の取消し等 (法第52条) (19) 猟区における狩猟の管理の政び第72条第1項) (20) 猟区の維持管理に関する事務2項において読み事第2項において読み事のの等第2項において読み事のの特別に属する事務のの場でに属する事務のうとと前では、法第79条第2項) (21) 高知県の事の権限に属する事務のことと前にと関する当技術に関するとと前には第79条第2項) (22) 鳥獣保護区の区域内におけるの場所の保護地区の区域内におけるるとと説前では、法第79条第2項) (22) 鳥獣保護区の区域内におけるる区域内の特別のの場別のの場別ののは対けるるのに対対であるとができます。	項から第5項まで及び第 11項) (17) 住居集合地域等において許可を受けないで麻酔銃猟命令(法第38条の2第10項) (18) 狩猟免許の取消し等(法第52条) (19) 猟区における狩猟の管理に及び当該認可の取消し(法第68条第1項及び第72条第1項) (20) 猟区の維持管理に関する事務の受託者の指定(法第73条第2項において読み替えて連用する同条第1項) (21) 高知県の事務処理の特例に関する事務の得下7号)によりのうちした事務に関する事務のうちした事務に関する事務のこととした事務に関することとした事務に関するととした事務に関するととした事務に関するととした事務に関することとでは対けるのと対けるのとが対けるのとは対けるのとが対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対	項から第5項まで及び第 11項) (17) 住居集合地域等において許可をとけないで麻酔銃猟をした者法第38条の2第10項) (18) 狩猟免許の取消し等(法第52条) (19) 猟区における狩猟の管理に取りでい当該認可及び当該認可及び当該認可及び当該認可及び当該認可及び第72条第1項) (20) 猟区の維持管理に関する事務の登託者の指定(法第73条第2項において読み替の行と、第73条第2項において読み替ので理がでに関する条第1項) (21) 高知県の事務処理の特例に関ロ事務のの事務側に関する条例でありたした事務に関する当該市町村に対するととした事務に関する当該市町村に対する必要が指示(法第79条第2項) (22) 鳥獣保護区の区域内の特別保護地区の対応おける許可域及で、大部では、大部では、大部では、大部では、大部では、大部では、大部では、大部で	項から第5項まで及び第 11項) (17) 住居集合地域等において許可を受けないで麻酔銃猟をした者等に対する措置命令(法第38条の2第10項) (18) 狩猟免許の取消し等 (法第52条) (19) 猟区における狩猟の管理に係る認可及び当該認可の取消し(法第688条第1項及び第72条第1項) (20) 猟区の維持管理に関する事務の受託者の指定(法第73条第2項において統第4基)で、2項において統第4種)で、2項により知りありた。市町村が処理することとした事務に関する当該市町村が処理することとした事務に関する当該市町村が処理することとした事務に関する当該市町村が処理するととした事務に関する当該市町村が処理するととした事務に関する当該市町村が処理するととした事務に関する当該市町村が処理するととした事務に関する当該市町村が処理するととした事務に関する当該市町村が処理するに係第2項) (22) 鳥獣保護区の区域内の特別保護地区の区域内における許可を要が期間の指定(鳥獣保護区の区域内における許可を要が関節を指述でに対策猟の適正化にに関する法律施行令(平成14年政令第391号)第	項から第5項まで及び第 11項) (17) 住居集合地域等において許可を受けないで麻酔統領をした者等に対する措置命令(法第38条の2第10項) (18) 狩猟免許の取消し等(法第52条) (19) 猟区における狩猟の管理に保る認可及び当該認可の取消し(法第68条第1項及び第72条第1項) (20) 猟区の維持管理に関する事務の受託者の指定(法第73条第2項において読み替えて準用する同条第1項) (21) 高知県の事務処理の特例に関ロ事務の手のに関する条例(7号)により知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとした事務に関する当該市町村に対する必要な指示(法第79条第2項) (22) 鳥獣保護区の区域内における各質域及び期間の指定(鳥獣の保護及び増加の特別保護地区の区域内における各質域及び期間の指定(鳥獣の保護及び増理並びに狩猟の適正化にに関する法律施行令(平成14年政令第391号)第

(23) (1)から(22)までの 事項以外の法に関するこ と。
--

(4) 交通運輸政策課

事務の種類	事項(根拠条項)				決裁	権者				合議先	備考
		知事			専決	権者			受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1 地方バ ス路線運 行維持対 策に関す る事務	地方バス路線の運行維持 対策に関すること。					0					
2 飛用	航空機の航行の方法並び に第一種区域、第二種区域 及び第三種区域の指定に係 る国土交通大臣への意見の 具申(公共用飛行場周辺に おける航空機騒音による障 害の防止等に関する法律第 40条第1項)	0								林業· 興境環境 東 課長 大 大 長	
3 自動車 運転代行 業の業務 の適正化 に関すする 法律(平 成13年法				0							

律 第 5 7 号。以下	いう。)第7条第1項)						
。 の い は い り い り い り い り い り い り い り い り い り	(2) 高知県公安委員会に 対する自動車運転代行業 の営業の停止命令の要請 (法第23条第2項及び政 令第7条第1項)		0				
尹労	(3) (1)及び(2)の事項 以外の法に関すること。 (政令第7条第1項)			0			

別表第3の8の(3)の表13の(8)の項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同表の9中「観光振興部各課」を「観光振興スポーツ部各課」に改め、同表の9に次のように加える。

(4) スポーツ課

事務の種類	事項(根拠条項)				決裁	権者				合議先	備考	
		知事			専決	権者			受任者			
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長			
1 高知県 立障害者 スポーツ センター に関する 事務	(1) 休所日の変更等(高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(平成8年高知県条例第2号。以下この項において「条例」という。)第3条第2項)			0								
	(2) 利用時間の変更(条 例第4条第2項)					0						•
	(3) 施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定(条例第11条)			0								
	(4) (1)から(3)までの 事項以外の高知県立障害					0						

報

	者スポーツセンターに関しすること。				例第4条第2項)							
2 高知県 立春野総 合運動公	(1) 供用日及び供用時間 の変更等(高知県立都市 公園条例第9条第1項た	С			(3) 施設、設備等の損傷 及び滅失による損害の認 定(条例第14条)							
園のスポーツ科学	だし書及び第2項)				(4) (1)から(3)までの 事項以外の高知県立武道							
センター に関する 事務	(2) 指定管理者に対する 原状回復等の指示(高知 県立都市公園条例第34条 第2項)			5 高知県立弓道場	館に関すること。 (1) 休館日の変更等(高知県立弓道場の設置及び	C)					
	(3) (1)及び(2)の事項 以外のスポーツ科学セン ターに関すること。		0	事務	管理に関する条例(平成 24年高知県条例第55号。 以下この項において「条 例」という。)第3条た だし書)							
3 高知県 立県民体 育館に関 する事務	(1) 休館日の変更等(高 知県立県民体育館の設置 及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第	С			(2) 利用時間の変更(条 例第4条第2項))				
, 2 , 3,	12号。以下この項において「条例」という。) 第 3 条ただし書)				(3) 施設、設備等の損傷 及び滅失による損害の認 定(条例第16条)							
	(2) 利用時間の変更(条 例第4条第2項)		0		(4) (1)から(3)までの 事項以外の高知県立弓道 場に関すること。			Э				
	(3) 施設、設備等の損傷 及び滅失による損害の認 定(条例第14条)	С		同表の10の(7	0の(1)の表3の(1)の項中)の表3の項中「(農産物マ	ーケティン	グ戦略調	!が所望	掌する	事項を除く	。)」を肖	IJ
	(4) (1)から(3)までの 事項以外の高知県立県民 体育館に関すること。		0	業に関する事績 「みどりの環境 進事業」を「あ	の(3)の表2の項中「原木増産 務」に改め、同表の11の(3) 寛整備支援事業費補助金」に改 受りの環境整備支援事業」に 開発の関係事業事業とはなって	の表 2 の(1 女め、同表の C改め、同表	.)の項ロ 011の(3 その11の	コ「原)の表 (3)の	木増産i 2の(2 表3の	推進事業費 2)の項中「 (1)の項中	補助金」を 原木増産推 「事業」を	É
4 高知県 立武道館 に関する 事務	(1) 休館日の変更等(高 知県立武道館の設置及び 管理に関する条例(平成 17年高知県条例第13号。 以下この項において「条 例」という。)第3条た だし書)	С		に係るものを に改め、同項を のように加える (2) 森林 進事業費を	環利用促進事業費補助金(スペ余く。)」に改め、同表の110を同表の11の(3)の表3の(35。 資源循環利用促 補助金(原木増 業、林地残材等)(3)の表3	の(2) 同表の	の項中	「(1)」 3)の表	」を「(1)	及び(2)」	C
	(2) 利用時間の変更(条			搬出及び	ま、你地域的等に スマート林業実 事業(作業シス							

テム向上実践支援)に係							
るものに限る。)に係る							
内示、交付決定、支払及							
び確定に関すること。							
		l		l			ı

別表第 3 の11の(3)の表 4 の(1)の項中「スマート林業実証等支援事業費補助金(作業システム向上実践支援に係るものに限る。)」を「高性能林業機械等緊急整備事業費補助金」に改め、同表の11の(3)の表 4 の(2)の項を削り、同表の11の(3)の表 4 の(3)の項中「及び(2)」を削り、同衰の11の(3)の表 5 の項中「及び(2)」を削り、同衰の11の(3)の表 5 の項中「造林関係事業に関する事務」を「造林事業に関する事務」に改め、同表の11の(3)の表 5 の(2)の項を削り、同表の11の(3)の表 5 の(3)の項を同表の11の(3)の表 5 の(2)の項とし、同表の11の(3)の表 5 の(4)の項中「(1)から(3)まで」を「(1)及び(2)」に、「造林関係事業」を「造林事業」に改め、同項を同表の11の(3)の表 5 の(3)の項とし、同表の11の(3)の表 6 の(1)の項中「事業に係る検査」を「森林資源再生支援事業費補助金に係る内示、交付決定、検査、支払及び確定」に改め、同表の11の(3)の表 6 の(2)の項を次のように改める。

(2) (1)の事項以外の森			0			
林資源再生支援事業に関						
すること。						

別表第 3 の12の(1)の表1の(1)の項中「第86条第 2 項、」を削り、「第100条の 8 第 3 項」を「第105条第 3 項」に改め、同表の12の(1)の表1の(2)の項中「第86条第 3 項、」を削り、「第100条の 8 第 4 項」を「第105条第 4 項」に改め、同表の12の(1)の表1の(3)の項中「第86条第 4 項、」を削り、「第100条の 8 第 5 項」を「第105条第 5 項」に改め、同表の12の(2)の表 6 の(2)の項中「第18条」を「第20条」に改め、同表の12の(2)の表 6 の(3)の項中「第19条」を「第21条」に改め、同表の12の(2)の表 6 の(4)の項中「第22条」を「第26条」に改め、同表の12の(2)の表 6 の(5)の項中「第23条」を「第27条」に改め、同表の12の(4)の表1の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表の12の(4)の表 1 の(2)の項中「第44条」を「第69条」に改め、同表の12の(4)の表 3 の(1)の項及び 3 の(2)の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表の13の(4)の表 6 の(6)の項及び 6 の(9)の項中「公園下水道課長」を「公園上下水道課長」に改め、同表の13の(4)の表 7 の項を同表の13の(4)の表 8 の項とし、同表の13の(4)の表 6 の項の次に次のように加える。

7 特定都 市河被害对 来法 (平 成15年来 年第77 号。以下	定都市河川及び特定都市 河川流域の指定、変更及		0				
っこお こお に い な り い い い い に い に い に い ら り い に い ら り い ら り た り ら り も り も り も り も り も り も り も り も り も	(2) (1)の指定、変更及 び解除に係る国土交通大 臣への協議(法第3条第 7項及び第11項)		0				

事務	(3) 指定区間以外の一級 河川における特定都市河 川及び特定都市河川流域 の指定、変更及び解除に 係る国土交通大臣への意 見の具申(法第3条第8 項及び第11項)		0				
	(4) (1)の指定、変更及 び解除に係る市町村長等 からの意見の聴取(法第 3条第9項及び第11項)		0				
	(5) 流域水害対策計画の 策定及び変更(法第4条 第1項及び第12項)		0				
	(6) (5)の策定及び変更 に係る国土交通大臣への 協議(法第4条第4項及 び第12項)		0				
	(7) (5)の策定及び変更 に係る学識経験者からの 意見の聴取(法第4条第 5項及び第12項)		0				
	(8) (1)から(7)までの 事項以外の法に関するこ と。			0			

別表第3の13の(8)中「公園下水道課」を「公園上下水道課」に改め、同表の13の(8)の表9の項を同表の13の(8)の表10の項とし、同表の13の(8)の表8の(6)の項及び8の(7)の項中「読替えて準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同表の13の(8)の表8の項を同表の13の(8)の表9の項とし、同表の13の(8)の表7の(8)の項及び7の(9)の項中「読替えて準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同表の13の(8)の表7の項を同表の13の(8)の表8の項とし、同表の13の(8)の表中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 水道浴 (昭和3 年法律)	第6条第1項及び第46条		0				
177号。 以下こ 項におい			0				

	て「法」	及び第4	6条第1項)							で
号外第50号	という。) に関する 事務	廃止の記	道事業の休止及び 午可(法第11条第 が第46条第1項)	0						(10) に 項
号外第		消し(治	道事業の認可の取 法第35条第1項及 条第1項)	0					-	簡 の と
		る施設の 水道技術 勧告(治	道事業者等に対す の改善の指示及び 所管理者の変更の 去第36条第1項及 頁並びに第46条第			0	保健所長	物の整備	表第 3 の13 エネルギー 法」を「漁	消費
松		者に対す	易専用水道の設置 する清掃その他の 措置の指示(法第 3 項)			0	"	表の (11) し、	定代理納付 14の(1)の の項を3の 3の(8)の うに加える	下表 (12) 項を
母		道事業 者等に 対する 給水停	ア 専用水道及 び簡易専用水 道の設置者以 外の者に係る もの	0				別:	7) 指定公 金事務の委 の 4 及び第 表第 3 中備	託に 63条
恒		止命令 (法条及 び第46 条第1 項)	イ 専用水道及 び簡易専用水 道の設置者に 係るもの			0	保健所長		に加える。 4 理事 のにと読 附 則 の規則は、	るこ み替
)月11日(金曜日)		供給条件 申請すっ び供給多	道事業者に対する 件の変更の認可を べきことの命令及 条件の変更(法第 が第46条第1項)	0						
令和6年10月11日		報告の復 ある場所 務所への	道事業者等からの 数収並びに施設の 所及び設置者の事 の立入検査(法第 1 項から第 3 項ま			0	保健所長			

で及び第46条第1項)						
(10) 高知市の水道事業者 に係る(5)及び(9)の事 項のうち、専用水道及び 簡易専用水道等に係るも のを除くものに関するこ と。			0			
(11) (1)から(10)までの 事項以外の法に関するこ と。			0			

別表第3の13の(10)の表9の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の13の(11)の表13の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表の14の(1)の下表3の(6)の項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「第41条の3第1項」を「第41条の3」に改め、同表の14の(1)の下表中3の(13)の項を3の(14)の項とし、3の(12)の項を3の(13)の項とし、3の(11)の項を3の(12)の項とし、3の(10)の項を3の(11)の項を3の(12)の項を3の(10)の項とし、3の(8)の項を3の(9)の項とし、3の(7)の項を3の(8)の項とし、3の(6)の項の次に次のように加える。

 (7) 指定公金事務取扱者の指定及び公		0	
金事務の委託に係る合議(規則第41条			
の4及び第63条の2)			

別表第3中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 理事(人口減少・中山間担当)の所掌する事務のうち、あらかじめ部局長が指定するものに係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「部局長」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。

この規則は、公布の日から施行する。